

# 児童扶養手当・特別児童扶養手当について

次に該当する方は、児童扶養手当や特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるには、手続きが必要となりますので役場までお問合せください。

## 特別児童扶養手当

### ■ 受給資格者

20歳未満で心身に障がいがあり、次のいずれかに該当する児童を養育している父母等。

- 知的・発達または精神に障がいを有する児童（療育手帳所持の場合はAまたはB判定程度）
- 身体に障がいのある児童（身体障害者手帳所持の場合は1～4級。ただし4級は一部該当）

ただし、受給資格者・配偶者・扶養義務者の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

扶養親族等の数	受給資格者本人の所得制限限度額	配偶者・扶養義務者の所得制限限度額
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
以降1人につき	380,000円加算	213,000円加算

### ■ 支給額

区分	月額
1級	55,350円
2級	36,860円

### ■ 特別児童扶養手当証書の廃止について

今まで受給資格者に交付されていた証書が廃止されました。受給資格者である事を証明する必要がある場合は、受給証明申請書を町に提出してください。北海道から受給証明書が交付されます。

📍 **お問合せ** 福祉課子ども係 ☎ 68-7004（課直通）

## 児童扶養手当

### ■ 受給資格者

生まれてから18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障がい児の場合は20歳未満）を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父または養育する方（祖父母等）。

- ※ 父母が婚姻を解消した児童、父または母が死亡した児童、父または母が一定程度の障がいの状態にある児童、父または母の生死が明らかでない児童などを監護等している必要があります

ただし、受給資格者等の所得が次の所得制限限度額を超える場合は支給されません。

- ※ 令和6年11月分(令和7年1月支給分)以降は所得制限限度額が変わります

扶養親族等の人数	受給資格者本人の所得制限限度額				扶養義務者・配偶者・孤児等の養育者の所得制限限度額
	令和6年10月以前		令和6年11月以降		
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	690,000円	2,080,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	1,070,000円	2,460,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	1,450,000円	2,840,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	1,830,000円	3,220,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円加算		380,000円加算		380,000円加算

### ■ 支給額

区分	令和6年12月以前		令和7年1月以降	
	全部支給(月額)	一部支給(月額)	全部支給(月額)	一部支給(月額)
児童1人目	45,500円	45,490円～10,740円	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人目の加算額	10,750円	10,740円～5,380円	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人目以降の加算額	6,450円	6,440円～3,230円	10,750円	10,740円～5,380円

- ※ 既に児童扶養手当の認定を受けられている方については、8月中に提出していただく現況届の審査において、改正後の所得制限限度額に基づき児童扶養手当の額が計算され、令和6年11月分以降の児童扶養手当(令和7年1月支給分)から適用されます